

「学校法人駒澤学園ガバナンス・コード」に係る適合状況及び点検結果

点検基準日：2026年9月17日

第1章 私立大学・短期大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

私立大学・短期大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風・校風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。私立大学・短期大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学・短期大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、学校法人駒澤学園駒沢女子大学・駒沢女子短期大学は、建学の精神に基づく、私立大学・短期大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現化する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を模範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学・短期大学づくりを進めていきます。また、中長期計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学・短期大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、中長期的な価値の向上を目指していきます。

学校法人駒澤学園ガバナンス・コード		適合（遵守）状況	
1-1 建学の精神・理念	(1) 建学の精神は、「正念」、「行学一如」です。	○	左記の建学の精神を掲げています。
	(2) 建学の精神に基づく人材像は、「知性と理性を備えた心豊かな女性の育成」です。	○	建学の精神に基づき、左記の大学の理念を定めています。
1-2 教育と研究の目的（駒沢女子大学・駒沢女子短期大学の使命）	(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等	-	-
	① 大学の教育目的は、「十分に自己を実現し、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな現代女性を養成すること」（駒沢女子大学学則第1条）です。 具体的な研究目的は、学群・学部・科の研究分野により異なりますが、人間の存在の意味と結び付き、さらには建学の精神である正念と通底する、そのような研究を目指しています。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	② 共創文化学部は、建学の精神である「行学一如」、すなわち行動と知識の一体性、実践と理論の相即性を基盤とし、自ら専心できる問題を探求して知識と技能を修得する一方、現代社会の多様な価値観を俯瞰しつつ他者の考えを共感的に理解し、共により良い未来を切り開いていこうとする協調性と実行力を備えた現代女性の養成を目的とする。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	③ 観光文化学部は、人間諸科学の知と手法を基礎として、幅広い教養及び実践的な技能を教授し、自分の力で考え判断できる能力を具えた、人間性豊かな女性を養成することを目的とする。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	④ 空間デザイン学部は、建学の精神である「行学一如」のいう行動と知識の一体性、実践と理論の相即性をもとに、知性と理性、旺盛な勤労意欲と責任感、専門的職業知識・技術をもった人材を養成することを目的とする。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	⑤ 人間総合学群の教育目的は、「人間諸科学の知と手法を基礎として、幅広い教養及び実践的な技能を教授し、自分の力で考え判断できる能力を具えた、人間性豊かな女性を養成すること」（駒沢女子大学学則第4条第3項(1)）です。 研究目的は、広い意味での人間学にあります。すなわち、人間とは何かという根源的な問いかけを基盤とし、人間の諸活動を、人間文化、観光文化、心理、住空間デザインの4つの学問領域から探求していきます。また、各分野の探求を、学際的な視点でまとめあげていくことも研究目的としています。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	⑥ 人間健康学部の教育目的は、「幅広い視点から専門的知識及び技能を教授することにより、質の高い健康生活の実現と生涯にわたる健康な生活への援助ができる人材を養成すること」（駒沢女子大学学則第4条第3項(7)）です。 研究目的は、食物学・栄養学の分野全般に及びますが、特に、スポーツ栄養学を活用したトップアスリートへの栄養サポート、栄養ケア・ステーション事業を通じた実践的な研究に特色を持っています。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	⑦ 看護学部の教育目的は、「自己を見つめ、他者への思いやることを備え、科学的根拠と専門的知識・技術に基づいた判断力と探求心をもち備えた看護実践者の育成」（駒沢女子大学学則第4条第3項(9)）です。 研究目的は、看護学部という学部の特性から看護学全般に及びます。なかでも、稲城市との連携を活かし、在宅看護、保健師分野に力を入れた研究を行っています。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	⑧ 短期大学の教育目的は、「明朗で知性に富み、実践力が旺盛であって、勤労と責任を重んじ、情操豊かで国家及び社会の発展に貢献する女性を育成すること」（駒沢女子短期大学学則第1条）です。 研究目的は、幼児教育全般です。付属の幼稚園（駒沢女子短期大学付属こまざわ幼稚園）を持っているため、実践的研究にも力を入れています。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	(2) 中期的（原則5年以上）な計画の策定と実現に必要な取り組みについて	-	-
	① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて、中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	② 中期計画の進捗状況、財務状況については、中長期計画策定委員会が進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、 透明性のある法人運営・大学運営・短期大学運営に努めています。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	③ 財政的な裏付けのある中長期的なビジョンの実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。	○	遵守項目のとおり、実施している。

	⑤ 経営陣と事務職員がビジョンを共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取り組みを徹底します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	⑥ 中期的な計画に盛り込む内容例 ア 建学の精神・理念に基づき育成する具体的な人材像とこれを実現する教育目標 イ 教育改革の具体策と実現見通し ウ 経営・ガバナンス強化策 エ 法人・教学部門双方の積極的な情報公開 オ 財政基盤の安定化策 カ 設置校の入学定員確保策 キ 設置校の教育環境整備計画 ク グローバル化、ICT化策 ケ 計画実現のためのPDCA体制	○	遵守項目のとおり、実施している。
1-2 教育と研究の目的（駒沢女子大学・駒沢女子短期大学の使命）	(3) 私立大学・短期大学の社会的責任等	-	-
	① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図よう努めます。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立大学振興・共済事業団、教職員、学生父母・保護者、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	③ 私立大学・短期大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針(平成27年2月24日閣議決定)をはじめ、多様性への対応を実施します。	○	遵守項目のとおり、実施している。

第2章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)

私立大学・短期大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。したがって、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学・短期大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。学校法人は、このような役割・責務を適切に果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

学校法人駒澤学園ガバナンス・コード		適合（遵守）状況	
2-1 理事会	(1) 理事会の役割	-	-
	① 意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭に置き業務を決し、理事の職務執行を監督します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	② 理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるように留意します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	③ 理事及び大学・短期大学運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び大学・短期大学運営責任者（学長、副学長、学群長・学部長及び科長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学・短期大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。 イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	④ 学長への権限委譲 ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、理事会の権限の一部を学長に委任しています。 イ 学長が副学長を置くなど、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。 ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	⑤ 実効性ある開催 ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。 イ 審議に必要な時間は十分に確保します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	⑥ 役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	⑨ 理事会の議事について特別の利害を有する理事は、議決に加わることはできません。	○	遵守項目のとおり、実施している。

2-2 理事	(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	-	-
	① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	② 理事長を補佐する理事として、常務理事を置き、各々の役割のほか、理事長の代理権限順位も明確に定めます。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為及びその具体化規程において明確に定めます。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のために忠実にその職務を行います。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任を負っています。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける必要があります。	○	遵守項目のとおり、実施している。
2-2 理事	(2) 学内理事の役割	-	-
	① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学・短期大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のための適切な業務執行を推進します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	(3) 外部理事の役割	-	-
	① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメント力の強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	(4) 理事への研修機会の提供と充実	-	-
2-3 監事	全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について	-	-
	① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任を負います。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	② 監事は、その責務を果たすため、事前に定めた監事監査規程等に則り、理事会その他の重要な会議に出席することができます。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	③ 監事は、学校法人の業務、財産状況及び理事の業務執行状況を監査します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	④ 監事は、学校法人の業務等に不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会への報告をします。さらに、理事会・評議員会の招集を請求することができます。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	(2) 監事の選任	-	-
	① 監事は、評議員会の決議によって選任する。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	② 監事は2名置くこととします。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	(3) 監事監査規程	-	-
	① 監査機能強化のため、駒沢学園監事監査規程等を作成します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	③ 監事は、駒沢学園監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	(4) 三様監査と監事への研修機会の提供と充実	-	-
	① 監事、公認会計士及び内部監査員の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実に図ります。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	③ 監事機能の強化の観点から、監事相互の意見交換を定期的に行うようにします。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	④ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	⑤ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。	○	遵守項目のとおり、実施している。

2-4 評議員会	(1) 諮問機関としての役割	-	-
	次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。 ① 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項 ② 事業計画に関する事項 ③ 寄附行為の変更 ④ 合併 ⑤ 私立学校法第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げる事由による解散 ⑥ 収益を目的とする事業に関する重要事項 ⑦ その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定める事項	○	遵守項目のとおり、実施している。
	(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	(3) 評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は、当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
2-5 評議員	(1) 評議員の選任	-	-
	① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	② 評議員となる者は、次に掲げる者としします。 ア 本学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 イ 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上の者のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者 ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者	○	遵守項目のとおり、実施している。
	③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、当該候補者を理事会が選任する扱いとしています。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	(2) 評議員への研修機会の提供と充実	-	-
	① 評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを充分に行います。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	② 評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。	○	遵守項目のとおり、実施している。
2-6 会計監査人	① 会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。	○	遵守項目のとおり、実施している。

第3章 教学ガバナンス

学長の任免は、駒沢女子大学学長に関する規程・駒沢女子短期大学学長に関する規程に基づき、「理事会が行う」と定めています。この規程により、学長は、理事会の命を受けて大学・短期大学運営を統括し、所属教職員を統督します。
私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、大学・短期大学の教学運営については、学長がその権限を委任されています。
その役割を担って、理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

学校法人駒澤学園ガバナンス・コード		適合（遵守）状況	
3-1 学長	(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	-	-
	① 学長は、駒沢女子大学学則第1条に掲げる「十分に自己を実現し、新しい文化の創造的担い手となる人間性豊かな現代女性を養成すること」、駒沢女子短期大学学則第1条に掲げる「明朗で知性に富み、実践力が旺盛であって、勤労と責任を重んじ、情操豊かで国家及び社会の発展に貢献する女性を育成すること」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学・短期大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	② 所属教職員が、学長方針、中長期計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	③ 学長は、自らが理事会の構成員であることを十分意識して委任された権限を行使します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	(2) 学長補佐体制（副学長・学群長・学部長・科長の役割）	-	-
	① 学則第8条第3項により、大学に副学長を置くことができるようにしています。副学長に関する規程において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる」とし、同規程は、さらにその職務も定めています。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	② 学群長・学部長の役割については、学群長及び学部長に関する規程において「学群長・学部長は、学長を補佐し、学群及び学部事務を掌り、所属職員を掌握する」としています。ただし、学長が理事会又は理事長から委任された権限を副学長、学群長・学部長が代行することはありません。	○	遵守項目のとおり、実施している。
3-2 教授会	(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）	-	-
	大学・短期大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については各々の教授会規程に定めています。 ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されることはありません。	○	遵守項目のとおり、実施している。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学・短期大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神に基づき自律的に教育事業を担う私立大学・短期大学は、こうした高い公共性と信頼性の下での社会的責任を十二分に果たして行かなければなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、他の公益的な法人に比して同程度の公共性と信頼性を担保する必要があります。

学校法人駒澤学園ガバナンス・コード		適合（遵守）状況	
4-1 学生に対して	(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより明確にします。	-	-
	① 学群・学部ごとの3つの方針（ポリシー） ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	○	遵守項目のとおり、実施している。
	② 自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等の更なる整備・充実に取り組みます。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	③ ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
4-2 教職員に対して	(1) 教職協働	-	-
	実効性ある中長期計画の策定・実行・評価・改善（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	-	-
	全構成員による、建学の精神に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	① ボード・ディベロップメント：BD	-	-
	ア 常任理事は、寄附行為等関連規程並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年明示します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報告します。	△	報告のみ実施しているため、計画を作成するように努めます。
	② ファカルティ・ディベロップメント：FD	○	遵守項目のとおり、実施している。
	ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係わるPDCAを毎年明示します。 イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長の下にFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取組みを推進します。		
	③ スタッフ・ディベロップメント：SD	○	遵守項目のとおり、実施している。
	ア すべての教員・事務職員等はその専門性と資質向上のための取組みを推進します。 イ SD推進に係わる基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。 ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。		
4-3 社会に対して	(1) 認証評価及び自己点検・評価	-	-
	① 認証評価	○	遵守項目のとおり、実施している。
	平成16（2004）年度から、全ての大学・短期大学は、7年毎に文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。		
	② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCAサイクル）の実施	○	遵守項目のとおり、実施している。
	教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。		
	③ 学内外への情報公開	○	遵守項目のとおり、実施している。
	自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究を始めとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。		
	(2) 社会貢献・地域連携	-	-
	① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	② 産学官の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学・短期大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産産等の結節点として機能します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	④ 大規模災害への対応として、日常的に地域と減災活動に取組みます。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティをめぐる課題について対応します。	○	遵守項目のとおり、実施している。

4-4 危機管理及び法令遵守	(1) 危機管理のための体制整備	-	-
	① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組みます。 ア 大規模災害 イ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）	○	遵守項目のとおり、実施している。
	② 災害防止、不祥事防止対策に取組みます。 ア 学生・生徒等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策	○	遵守項目のとおり、実施している。
	③ 事業継続計画の策定に取組みます。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	(2) 法令遵守のための体制整備	-	-
	① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程を遵守するように組織的に取組みます。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	② 違反する行為又はそのおそれがある行為に対する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受ける窓口を常設し、通報者の保護を図ります。	○	遵守項目のとおり、実施している。

第5章 透明性の確保(情報公開)

私立大学・短期大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営、教育研究活動等について、透明性の確保に努めます。

私立大学・短期大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学・短期大学の目的は教育、研究、社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営、活動の透明性を確保します。

私立大学・短期大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置づけとは異なり、運営及び活動の公共性、適切性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

学校法人駒澤学園ガバナンス・コード		適合（遵守）状況	
5-1 情報公開	(1) 法令上の情報公表	-	-
	公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	① 教育・研究に資する情報公表 ア 大学・短期大学の教育研究上の目的 イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） エ 入学者受入の方針（アドミッション・ポリシー） オ 教育研究上の基本組織 カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位、業績 キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業または修了者数並びに進学者数及び就職者数、その他進学及び就職等の状況 ク 授業科目、授業方法・内容及び年間の授業計画 ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準 コ 校地、校舎等の施設、設備、及びその他の学生の教育研究環境 サ 授業料、入学料等の大学・短期大学が徴収する費用 シ 大学・短期大学が行う学生の修学、進路の選択及び心身の健康等に係わる支援 ス 学生が修得すべき知識及び能力	○	遵守項目のとおり、実施している。
	② 学校法人に関する情報公表 ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書 イ 寄附行為 ウ 監事の監査報告書 エ 役員当名簿（個人の住所にかかる記載の部分を除く） オ 役員報酬に関する基準 カ 事業報告書	○	遵守項目のとおり、実施している。
	(2) 自主的な情報公開	-	-
	法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。	-	-
	① 教育・研究に資する情報公開 ア 海外の協定校及び海外派遣学生数 イ 大学間協定 ウ 地域連携及び産官学連携	○	遵守項目のとおり、実施している。
	② 学校法人に関する情報公開 ア 中期的な計画 イ 経営改善計画	○	遵守項目のとおり、実施している。
	(3) 情報公開の工夫等	-	-
	① 上記（1）②及び（2）②の学校法人に関する情報については、Web公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公表します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	③ 公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポータル」を活用するほか、学校案内、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。	○	遵守項目のとおり、実施している。
	④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。	○	遵守項目のとおり、実施している。